

## 「大学生のためのお金の教室～医療保険加入を勧められたのですが・・・」

ファイナンシャルプランナー 江尻 正幸

4月になり、多くの新社会人が誕生しました。

これまで本コラムを読んで下さっていた大学生の方の中にも、今月から就職した企業の研修や慣れない業務に必死で向き合っていることでしょう。

このような就職に加え、進級・進学をしたことをきっかけに、自身のライフプランを立てたり、見直したりする方も多いかもしれません。

また、こういった若者を対象に、保険のセールスを行う営業職員の方が増えることも4月の特徴です。

しかし、20代の若者が、自分に保険が必要なのかを判断することはなかなか難しいものです。

そこで今号では、次のような20代の若者のケースを元に、保険加入前に検討すべきことを学んでみましょう。

### 【質問】

先日、A生命保険会社に就職した大学の先輩からB医療保険の加入を勧められました。

これまで大きな病気にかかったことはありませんが、保険には多くの方が加入するものだと聞いたことがあります。

これを機に保険契約を結ぶべきでしょうか？

(田中さん 21歳 大学4年生 健康保険被扶養者)

### 【回答】

田中さんが勧められた医療保険には、大まかに次のような特徴があります。

保障内容	病気や不慮の事故による入院や手術等
保険期間	終身や、1年ごとに更新するもの、10年間といったように期間が決まっているもの等
その他	高額な費用がかかる先進医療や、女性特有の病気やガンを保障するものも有り

では、田中さんはB医療保険のような民間の医療保険に加入した方が良いのでしょうか。この点を判断する際に検討しておきたい点が3つあります。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

公的保障の内容と、田中さんが将来勤める企業のサポート内容、そして田中さん自身の預金額です。

保険に加入する前に、少なくともこの3つについて確認するならば、不要な保障内容に対して保険料を支払うことを防ぐことができます。

具体的にこの3点について確認してみましょう。

#### ●健康保険について

健康保険には、病気や怪我の治療における費用の自己負担額が1~3割で済む仕組みがあります。

田中さんの年齢の場合、3割だけ負担すれば良いことになります。

そして、その医療費が高額になったとしても、収入に応じた自己負担限度額以上は支払わなくて済みます。

#### ●70歳未満の者の高額療養費制度（自己負担限度額／月）<sup>注</sup>

上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

(筆者作成 平成24年3月現在)

#### ●勤務先のサポート

企業によっては、治療費や見舞金等が支給されるケースがあります。

田中さんが入社予定の企業は、どのようなサポートをしてくれるのか、確認してみてください。

#### ●預金額

預金がどの程度あるのかという点も大きなポイントです。

仮に、使い道が特に決まっていない預金が100~200万円程度あるならば、B医療保険の必要性は低いと言えるでしょう。

公的保障や勤務先のサポート、自身の預金で医療費をある程度カバーできることが多いからです。

では、預金が殆ど無く、いざという時に備えて加入することで「安心感」を手に入れたい場合はどうでしょうか。

仮に田中さんがこのような状況ならば、まずご家族の保険加入状況を確認してみると良い

でしょう。

ご両親等が既に参加している保険によって、田中さん自身もサポートされている場合もあるからです。

また、B医療保険を契約したとしても、預金額を増やすことと、100～200万円程度貯めたならばそれを解約する選択肢を忘れないことが重要です。

加えて、ご両親等が資金面で援助できるのであれば、保険に参加せず、預金残高を増やすことに専念する方が賢明です。

こういった点を自分1人で判断することは簡単なことではありません。

困った時は、FPに相談してみることも一手です。

そして、上記の内容をしっかりと理解した上で、民間の医療保険の必要性を検討してみましょう。

注：高額療養費には、食費や差額ベッド代等は含まれません。また、世帯合算や多数回該当といった仕組みによって、さらに自己負担額が軽減されることがあります。

参考URL

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>